

2018年08月10日
高圧ガス保安協会 KHK
一般社団法人日本分析機器工業会 JAIMA

高圧ガス保安協会と一般社団法人日本分析機器工業会が共同で制定 「超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準」

高圧ガス保安協会(KHK、所在地：〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13、会長：市川 祐三)と一般社団法人日本分析機器工業会(JAIMA、所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-12-3、会長：栗原 権右衛門／日本電子株式会社 代表取締役社長)は、共同規格として、自主基準 KHK/JAIMA S 0901(2018)「超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準」を制定しました。

平成 28 年 11 月 1 日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正により、一定の要件を満たした分析機器は、高圧ガス保安法の適用除外となりました。これにより、高圧ガスである二酸化炭素を使用する「超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステム(SFE/SFC)*」に対する規制も緩和されましたが、業界として、引き続き規制緩和の対象となった装置・システムご利用者の保安確保のための基準が必要であると判断し、高圧ガス保安協会に共同規格制定の申し出を行いました。その後、高圧ガス保安協会の運用基準検討分科会、高圧ガス規格委員会の審議を経て、両団体の共同規格として、7月20日付で、自主基準 KHK/JAIMA S 0901(2018)「超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準」が制定されました。

https://www.jaima.or.jp/jp/news_detail/20170727-4/

KHK/JAIMA S 0901(2018)は、適用除外の要件に該当する SFE/SFC を適用範囲とし、装置及びビカラムのメーカー等に向けたユーザーの保安確保のための基準であり、装置及びビカラムに係る技術上の基準、装置納入時にユーザーへ提出する書類、SFE/SFC の運用に関するガイドラインの作成などが規定されています。本基準は、SFE/SFC に関する高圧ガス保安法令の参考情報を取りまとめた資料集が付録として収録された書籍として、高圧ガス保安協会より販売されます。

https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/publications/new_publication.html

https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/publications/standards.html

ご利用者に提供される装置が、本基準を満たしていることを保証する認定制度も、高圧ガス保安協会によって、8月1日から開始されました。

https://www.khk.or.jp/inspection_certification/machine_facility/sfesfc_apprv.html

また、上記運用に関するガイドラインについては、当工業会発行の「日本分析機器工業会ガイドライン(JAIMAG)」として策定中であり、近日中に制定の予定です。

本基準については、8月4日に開催された「SFC 研究会」において関係者に紹介されました。

<http://www.sfc-forum.org/>

分析機器・科学機器の総合展示会 JASIS 2018 においても、背景、基準の概要、具体的な応用例などが報告される予定です。

<https://www.jasis.jp/>

<https://www.jasis.jp/regist/jp/jasisconfsrch.php> (タイトル「高圧ガスと分析機器」を選択)

今回の適用除外で、製薬、食品などさまざまな分野で利用が期待される SFE/SFC の適切な普及に向けて、今後も積極的な情報提供を行ってまいります。

***超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステム(SFE/SFC)**

気体と液体の中間的な性質を持つ超臨界流体を利用して、対象物から目的成分を分離、抽出する装置及びシステム。抽出及び分離の対象の温度を上げることなく、かつ、ガスクロマトグラフィーの高分離能を実現できる装置・システムとして、製薬、食品をはじめ、さまざまな分野での利用が期待されています。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本分析機器工業会 事務局

担当： 小森

TEL： 03-3292-0642

E-mail： webmaster@jaima.or.jp